

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	高取町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.takatori.nara.jp/soshiki_view.php?so_cd1=2&so_cd2=6&so_cd3=0&so_cd4=0&so_cd5=0&bn_cd=5&p_bn_cd=9

執行機関名 高取町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高取町子ども医療費助成条例(昭和四十八年九月高取町条例第十四号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年九月十八日高取町条例第二十四号)別表第一 第一の項 高取町子ども医療費助成条例(昭和四十八年九月高取町条例第十四号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第一条	高取町子ども医療費助成条例(昭和四十八年九月高取町条例第十四号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第一条 この条例は、 <u>子どもを養育している者に対し、当該子どもに係る医療費の一部を助成し、もって子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		高取町子ども医療費助成条例(昭和四十八年九月高取町条例第十四号) 高取町子ども医療費助成施行規則(昭和四十八年九月高取町規則第二号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	高取町子ども医療費助成条例(昭和四十八年九月高取町条例第十四号)第四条 高取町子ども医療費助成施行規則(昭和四十八年九月高取町規則第二号)第三条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	高取町子ども医療費助成条例(昭和四十八年九月高取町条例第十四号)第四条及び高取町子ども医療費助成施行規則(昭和四十八年九月高取町規則第二号)第三条の証明書交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	高取町子ども医療費助成条例(昭和四十八年九月高取町条例第十四号)第二条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	高取町子ども医療費助成施行規則(昭和四十八年九月高取町規則第二号)第二条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
備考		